



来週の投資戦略 (3/28-4/1)

配当権利落ち後は？

2022年3月27日

小松 徹

注目事項 — 見所

- 3月31日、2月の鉱工業生産指数 — 前月比+0.5%？
- 3月31日、2月の米個人消費支出 (PCE コアデフレーター) — 前年比+5.5%？
- 4月1日、3月の日銀短観 — 大企業製造業の先行き業況判断指数、10に低下？
- 4月1日、3月の米雇用統計 — 平均時給、前年比+5.5%？

株式市場見通し

来週は日米で重要な経済指標が発表される。わが国では金曜日に3月の日銀短観が発表される。エコノミストは大企業製造業の現状の業況判断指数 (DI) が前回の18から10に、先行きDIも13から10に悪化すると予想している。それに先立って、日経新聞社が100社にアンケートした結果、もっと大きな悪化になったと報告している。株式市場では最近の円安で企業収益への期待が高いが、供給問題や原材料コスト高などに直面している経営者は投資家との間で溝があるかもしれない。

米国では、木曜日発表の2月の個人消費支出 (PCE コアデフレーター) が前年比+5.5%と1月の+6.1%から鈍化すると予想されている。そうであれば、株式市場には良いニュースだろう。一方、金曜日発表の3月の雇用統計ではこれまでと同様に雇用者数、失業率の良い数字が予想されているが、注目点は平均時給だろう。エコノミストは前年比+5.5%と2月の+5.1%から上昇すると予想している。金融当局はインフレを警戒しているので、落ち着いた数値でなければ、金利の上昇圧力となろう。米国財務省証券10年物は先週末ですでに2.48%に達している。

さて、市場が大幅反発した3月第3週も外国人投資家が現物市場で20百億円売り越した。個人投資家も35百億円売り越したので、買い越したのは証券会社だけで69百億円に達した。先物市場では外国人がTOPIXを38百億円買い越したので、やはり第2週の大規模な空売り (金曜日の空売り比率51.0%) の買い戻しとみられる。先週ここで一部テクニカルアナリストの日経225の短期見通し—すぐに27,000円、28,000円になる—を紹介したが、すでに実現して本人もさぞや驚いているのではなかろうか。

最後に、来週火曜日が3月末の配当の権利日だ。翌日寄り付きに配当分だけ株価指数が下落するが、その後に投資家がどのような行動を取るか興味深い。空売り投資家の買い戻しが終わっているはずなので、これ以上積極的に買い戻す必要はなかろう。個人投資家は反発局面でも冷静に対応しており、後追いはしていないように見える。先週はトヨタ自動車 (7203) の自社株買いの発表があったが、これは珍しく、この時期は通常これまで発表した自社株買いの終了の報告が多い。注目事項には記載しなかったが、来週木曜日に石油輸出国機構 (OPEC) プラスの閣僚級会合が、金曜日には欧州連合 (EU) と中国との首脳会議も開催される。来期の企業収益を予想するうえでも不確定要素を見極める段階だ。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期2桁増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。